

家族農業の10年を通じて多様性のある農業へ

＝秀明自然農法の実施事例からの考察と課題＝

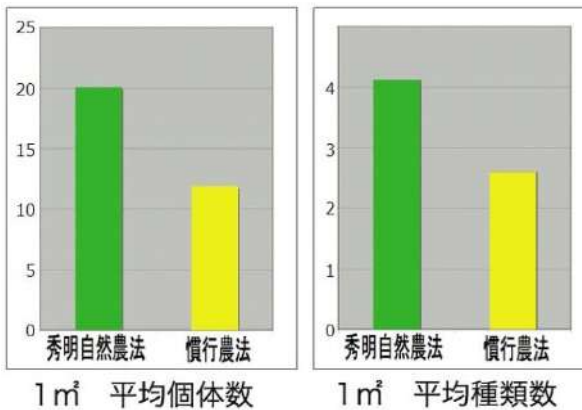
—秀明自然農法ネットワーク理事・小山昌英—

この3月に食料・農業・農村基本計画が発表された。輸出振興、農地の集積・集約化、スマート農業の推進という基本方針は変わらないが、持続可能な農業の展開と推進、そこから生み出される価値の「見える化」、消費者と生産者の関係強化、中小・家族経営への配慮と支援について言及されている。幅広い関係者による政策提言活動が実を結んだことは大きな前進であり、今後は計画がどの様に実行され拡大されていくかに期待がもたれる。しかし持続可能な農業が単なる農法と理解され、ビジネス中心で展開された場合、農地の集積・集約化がさらに進み、大規模単一栽培農家が増えていくのは自然な流れであろう。

◇生物多様性を回復

北米では大規模単一栽培で有機農業を実施し、家族農家というケースが見られる。この方向性は家族農業の10年が目指すものとは大きく異なる。小規模・家族農家が増え、持続可能な農業の担い手として活動しやすい社会に変化させるところに、現代社会が抱えるさまざまな問題を解決できる可能性がある。では持続可能な農業を実行することで、何が

秀明自然農法水田と慣行農法水田の生きもの比較



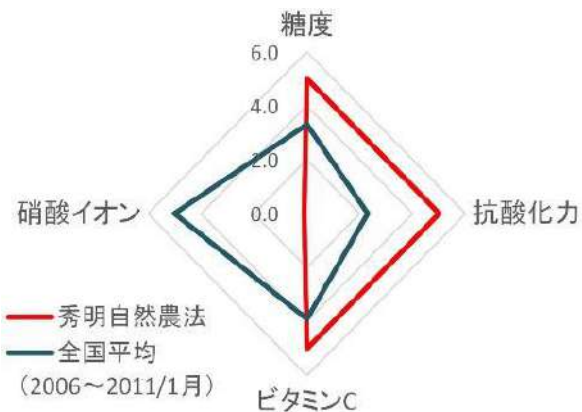
もたらされるのであろうか。まずは、生物が戻ってくることである。

「秀明自然農法」は、岡田茂吉師が提唱した“自然を敬い、自然に従う”理念に基づく農法で、その特徴は植物性たい肥と敷き草のみの使用、農薬の不使用と自家採種にある。田んぼにおける生き物調査を行ったところ、農薬・化学肥料を使用している田んぼと比較して明らかに生物数が多くなり、絶滅危惧種も見られるケースもあった。

この調査は同一地区における比較であり、実施農家の田んぼも慣行農法から農薬や化学肥料の影響を受けている。このような環境であっても持続可能な農業を行うことで、多様な生物が戻ってくる。生物が多様に存在する環境はレジリエントであると言えるが、持続可能な農業は生物多様性を取り戻し、レジリエントな環境を生み出すことができる。

このポジティブな影響は環境面だけでなく生産物にも表れる。近年、野菜の栄養価が落ちてきていると言われ、原因は栄養価の測定方法の違いや、品種の影響、旬ではない時期の栽培などが挙げられている。これに対して、秀明自然農法の農家の野菜の成分分析を行ったところ、ビタミンCや抗酸化物質についていずれも高い値が出てきた。逆に苦味やえぐみ

ホウレンソウの成分値による品質評価



の元となる硝酸体窒素については検出されず、栄養バランスが優れていることが分かっている。自然から学び、自然に追随する農法を実践することで、食材の質が向上するので先進国における質的飢餓への一助となる。

◇品種と人の育成が必要

現在の日本は、農業の担い手が減少し耕作放棄地が増えている一方で、農ある暮らしに憧れる就農希望者も多い。そうした新たな就農希望者が興味を持つのが持続可能な農法であり、育成には実施農家による研修が欠かせない。それは農法が多様であり、そのための技術も高度かつ複雑のものだからである。持続可能な農法には、有機農業、自然農法、不耕起栽培、バイオダイナミックなどさまざまな種類が存在する。

しかも同じ農法であっても圃場の環境によって技術が異なる。山間部では有効であった技術が、コンクリート畔の区画された地域では効果がなかったという事例は多く、その逆のケースも存在している。その理由はさまざまであるが、一つ目は、現実の作業や技術は、伝統的に行われていたことや体験から導き出されており、それらの言語化、理論化、一般化、体系化については、まだ研究途中であること挙げられる。今後も研究が進んでいくように、大学などと地域の農家が共同で研究を行えるように人・物の支援が望まれる。

次に、前述したように持続可能な農法の技術は地域性が強く影響することが挙げられる。近年はこれら農法を体系的に学ぶための学校が設立されているので、基本的なことを学ぶことは可能であるが、得た知識を現場で使えるようになるには、地域性を考えて現場の農家から学ばなければならない。就農希望者が、さまざまな地域の農家から研修機会を得ることができるよう、研修提供農家への支援体制の継続が望まれる。秀明自然農法の実施農家も、農の雇用事業を用いて研修生を受け入れているが、その要件が年々厳しくなっている。研修事業が継続できるような支援が望まれる。

持続可能な農業にさまざまな農法があるように、そこに適した品種も多様であるべきである。最近の品種は化学肥料の使用と農薬散布を前提に改良されているため、持続可能な農業でそれらの品種を利用しても予期する成果は得られない。やはり、それぞれの農法・地域に合った品種を守り育てることが大事である。

◇自家増殖の権利維持を

秀明自然農法の実施農家は基本理念に沿ってできるだけ自家採種を行っており、継続して種を取ってきた品種は環境の変化に強く、生育も旺盛であるという事例がある。持続可能な農業で使用されるのは、地域で伝統的に受け継がれた在来種、固定種が多く、そういった種が残ってきたのは何世代にもわたり農家が種を取ってきたからである。今後も自家増殖を行う権利は守られなければならない。

今回成立が見送られた種苗法改正案は、在来種や固定種、一般品種が対象ではないために問題がないとの意見もある。しかしながら意図しない種子汚染が起こった場合はどうなるのか。米国やカナダで起こった種子会社による農家への訴訟は、意図しない種子汚染によるものもある。この様なケースが日本でも発生すれば、自家採種を行うこと自体が農家経営にとってリスクとなる。栽培品種の多様性を守り、レジリエントな農業を生み出すためにも、自家採種を行う農家の権利を保全することは、育成権者の権利を守ることと同様に重要である。

持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みが進む中、新型コロナウイルスのパンデミックは全世界を巻き込み、私たちに変化を迫っている。グローバリズムと自由主義経済のデメリットが浮き彫りになっている今こそ、すべての面においてあり方を見直し、持続可能な環境、公正な社会そして公平な経済を構築するための活動を進めるべきである。家族農業の10年への取り組みはその先駆である。



春菊の栽培比較。左：自家採種、右：購入した種